

「熊本市避難行動要支援者名簿」について

平成26年8月22日 健康福祉政策課

1 「災害対策基本法第49条関連 抜粋」 (H26.4施行)

1	市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」【POINT1】という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならないものとする。
2	市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供する【POINT2】ものとする。
3	市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、2の関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できる【POINT3】ものとする。

2 「熊本市避難行動要支援者名簿」

■避難行動要支援者の範囲

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持している者
- ③ 療育手帳Aを所持している方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方
- ⑤ 特定疾患医療受給者証（重症）を所持されている方
- ⑥ 「熊本市災害時要援護者避難支援制度」に登録されている方

平成26年度熊本市避難行動要支援者名簿（26.5月地域防災計画時）

が け ぐ ち 項 目	①	②	③	④	⑤	の べ 人 数	⑥	
	要介護認定	身体 障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病患者		災害時 要援護者 支援制度 登録者	
区	要介護3～5	1・2級	A	1・2級	特定疾患医療 重症認定患者			
中央区	2,592	3,099	383	1,594	54	7,722	(重複あり)	
東区	2,447	3,539	564	1,542	78	8,170		
西区	1,661	2,020	336	855	22	4,894		
南区	2,039	2,340	347	708	33	5,467		
北区	2,417	2,728	443	1,102	84	6,774		
合計	11,156	13,726	2,073	5,801	271	33,027	8,114	
							約3.7万人	

<平常時>

市関係部局で情報共有

- ① 健康福祉政策課
- ② 危機管理防災総室
- ③ 消防局、④ 区役所



名簿の提供



避難支援等関係者

- ① 消防機関、② 都道府県警察
- ③ 民生委員、④ 社会福祉協議会
- ⑤ 自主防組織 他

3 「熊本市災害時要援護者支援制度」の登録推進による支援体制の構築

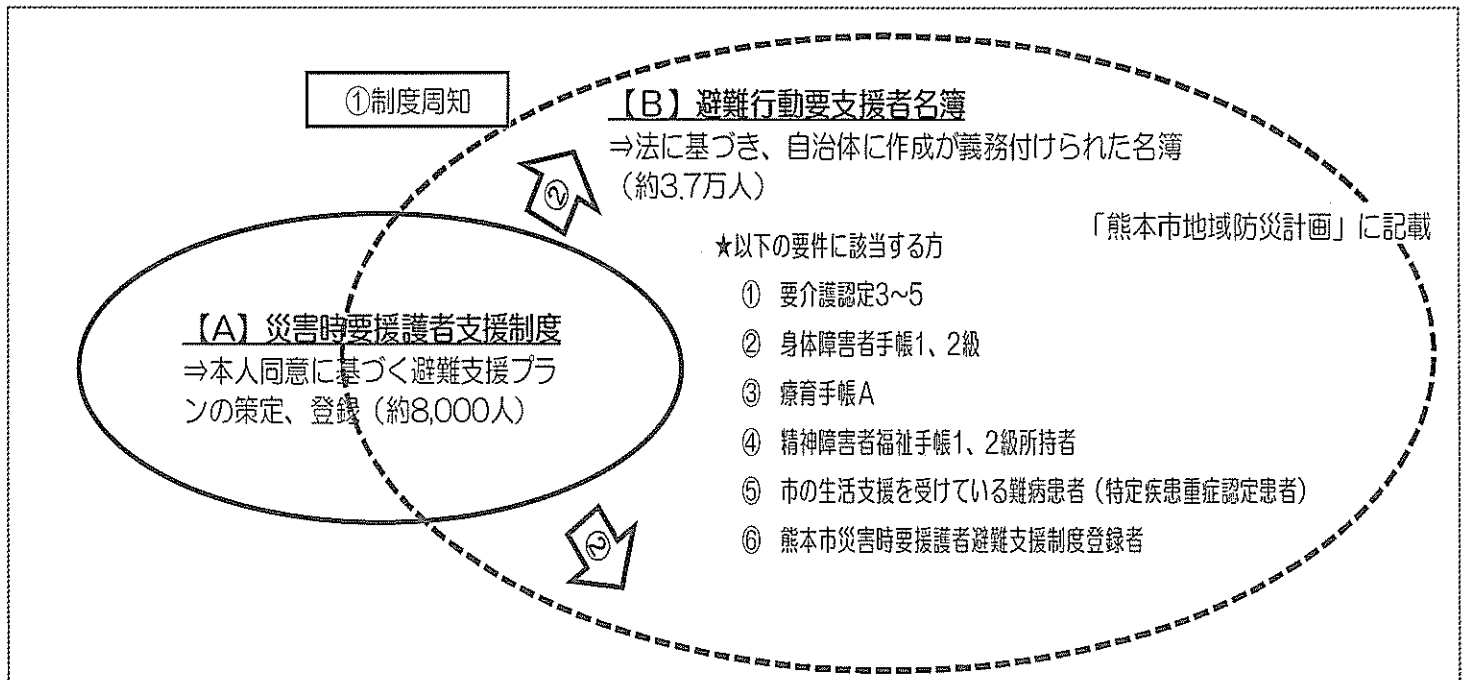
平成26年度熊本市避難行動要支援者名簿（26.5月地域防災計画時）

再掲

がけらひ 項目	① 要介護認定	② 身体 障害者手帳	③ 療育手帳	④ 精神障害者 保健福祉手帳	⑤ 難病患者	のべ 人数	⑥ 災害時 要援護者 支援制度 登録者	
区	要介護3～5	1・2級	A	1・2級	特定疾患医療 重症認定患者		(重複あり)	
中央区	2,592	3,099	383	1,594	54	7,722	(重複あり)	
東区	2,447	3,539	564	1,542	78	8,170		
西区	1,661	2,020	336	855	22	4,894		
南区	2,039	2,340	347	708	33	5,467		
北区	2,417	2,728	443	1,102	84	6,774		
合計	11,156	13,726	2,073	5,801	271	33,027	8,114	
							約3.7万人	

- (1) 名簿掲載者に対し、個別通知送付等による直接的な働きかけや、各種団体等への協力依頼等により、『災害時要援護者支援制度』への登録を推進。
- (2) (1)により、本人同意に基づく、平時からの地域への情報提供、「支援プラン」作成を進め、各地域における災害時の支援体制を構築する。

【制度の関連イメージ図】



今後の展開

「避難行動要支援者名簿」掲載者への個別通知により、

- ① 新規制度である【B】「避難行動要支援者名簿」の周知
- ② 既存制度である【A】「災害時要援護者支援制度」の拡大（登録推進）

「熊本市避難行動要支援者名簿」について

熊本市

東日本大震災の教訓を受け、災害時に支援を要する方々への迅速な避難支援を図ること等を目的として、平成 25 年 6 月、国において災害対策基本法が改正され、市町村長に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。

このことを受け、本市においても、「熊本市地域防災計画」に基づき、次の方々を対象として「熊本市避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時の避難支援等に役立てることとしました。

【名簿掲載の対象となる方】

区分	基準
1	要介護認定 3～5 を受けている方
2	身体障害者手帳 1、2 級を所持されている方
3	療育手帳 A を所持されている方
4	精神障害者福祉手帳 1、2 級を所持されている方
5	特定疾患医療受給者証（重症）を所持されている方
6	熊本市災害時要援護者避難支援制度に登録されている方

【名簿に掲載される情報】

氏名、生年月日、性別、住所、連絡先

本名簿は、平常時は市内部で保管・管理し、災害発生時又は災害発生の恐れがある場合において、熊本市災害対策本部等の判断により、消防機関、警察、民生委員、自主防組織等の避難支援等の実施に携わる関係者へ提供し、各地域における避難支援に活用することとしております。

■■■ 本名簿の活用は災害発生時のみに限られます ■■■

平常時から、本名簿の情報をお住まいの地域の自治会や民生委員へ提供し、各地域において、災害に備えた支援体制づくり（「個別避難支援計画」の作成）を希望される方は、「熊本市災害時要援護者避難支援制度」にお申し込みください。（※詳しくは同封の書類をご覧ください。）

【本通知に関するお問い合わせ先】

① 名簿への登録に関すること	〇〇〇〇課（※名簿所管課）	***-****
② 災害時の名簿活用(具体的な避難支援等)に関すること	〇〇〇〇課	***-****
	〇〇区〇〇〇課	***-****
③ 「熊本市災害時要援護者避難支援制度」のお申し込みに関すること	〇〇〇〇課	***-****
	〇〇区〇〇〇課	***-****